

至急

昭和
十九年七月七日起案
第二部長
主務課
軍令部文政課
主任官
昭和
十九年七月十九日決裁
昭和
十九年七月十九日施行

第二部長

軍令部文政課長

檢閱課長

情報官

官房文書課長




0161

陸軍軍事省
文部省 次官
（文庫）

出段軍事一整備二國外開領官廳一
年屬二國スル件

今般同議、一號ノ解相成候。此證軍事整備事關

一某年日本為欲會テシテ整備ヲ行ヒシハニニ當リ

同會ニ致リニ賛成議、會日丹企業整備事關也。

其一宣示性ニ體ニ特ニ之ガ運送一商正ヨ期ニ爲

大日本帝政府

開保在舊保之官一參此ノ得度制達旨承此故會

會長司ト在新農上ニテ貴布

松林製造部長及次官川平作
井伊源太郎大佐
山口總務課長各長材上連織紙製

川井端少頭共用之修節ハ何ノノ御高取相

座此後得費意修

(總務課長一郎洋所)

(國定規格B5二三×三毛耗)

大日本帝国政府

資本主義會議委員會（候補）

情報局官房二部長

内務省教育監督局長

文部省國民教育局長

陸軍參謀本部長

海軍參謀本部長

農商省鐵道局長

日本出版管理司（五名）

医学院長監督（九名）

中野登美雄、仁科芳雄、鹿子木宣信

久末元雄、中川伊三郎、本下一、那須皓

林崎一雄、久松清一

芥木丸太郎

(國定規格B5 13×23cm)

大日本帝政

企画監修 委員会委員長（候補）

（國定規格B5×三毛紙）

情報局次席課長

内務省機関課長

文部省國民教育局總督課長

陸軍省秋山中佐

埼玉省濱田久佐

農友個人送鐵道課長

日本出版学会理事（五名）

日本出版学会員

赤尾好夫、岩波茂雄、内田篤次、

江草四郎、大橋進一、龜井富雄、上村哲彌

坂本宗二、鈴木文四郎、田村敬男、田中慶太郎

大庭良輔馬、日黒四郎、大塚桂三、中根駒十郎

西村信吉、堺田義彦、矢島一三、山谷大郎

羽田武嗣印

資格審議会と想程(案)

(國定規格B5 1/3×三七耗)

オ一季 出版事業整備要綱 = 基キ主帝宣廟核道ノ下
ニ日本出版会 = 資格審議会ヲ設ク

オニ季 資格審議会ハ出版事業、整備ニ關シ左ノ

事項ヲ審議ス

一 出版事業会ノ資格

二 出版事業会員又ハ該數

三 其の他前項ニ關聯之重要事項

オ三季 資格審議会ハ委員七名及委員長一名ヲ充てラ

以テ立ラ組織ス

オ四季 委員七名ハ日本出版会会長ヲ以テ之ニ充ツ

委員六名ハ國務官、廳官、學識流弊者又日本出

版會理子ニ付日本出版会会長立ラ委員六名

オ五季 委員七名ハ会議ヲ招集シ其議長ト為ル

大日本帝国政

得
時事
上
必
要
事
件
置
キ
ハ
既
ル

大日本帝政

(國定規格B5(八三×五七)
種)

十六年 首相審議拿 = 幹事 若干名ヲ置ク
幹事ハ日本本院拿職員ノ中より日本本院拿全
長之ヲ命ハ
幹事ハ委員一員控ヲ兼ナ 座部ヲ務理ス

0167

大日本帝国政府

企業整備委員会 機程（案）

（國定規格B5 一八三×二五七粂）

- 第一季 出版事業整備委員会 機程（案）
- 下 日本出版会と企業整備委員会の設立
- 十二季 企業整備委員会による出版事業の整備に関する事項
- 左 事項は日本出版会の会長、詔勅は應へる
- 一 出版事業の運営、資本、許價は國の事項
- 二 軒慶業者／共助は國の事項
- 三 流行の開拓、開拓、裁立は國の事項
- 四 其他の資格審議会は於て審議する
- 除つゝ外企業整備委員会の委員長、副委員長及び委員
- 若干名ヲ以テ之を組織する
- 第四季 委員長は日本出版会の会長ヲ以て之を充ツ
- 第五季 關係官廳の官吏は日本出版会の理事等又

大日本帝政政府

(國定規格B5二三×三七種)

同今年八月廿日日本政府令字長ニテ委嘱
チヨリ委嘱。之長ハ今議事報紙レ其ノ議長ト為ル
オトム企畫整備委嘱。ニ幹事若干名ヲ置ク
幹事ハ日本政府令職事ノ中ヨリ日本政府令字長
之ヲ命ズ

幹事ハ委嘱ノ指揮ヲ受ケ庶務カラ。監理ス

出版事業整備要綱

方針

奇烈ナル戰爭ノ現段階ニ鑑ミ綜合戰力増強ノ要請ニ即應シ出版事業ニ
於ケル人的、物的總力ヲ擧ゲテ皇國文化ノ發揚ト戰意ノ昂揚、戰力ノ増強
並ニ對外宣傳、強化ニ遺慮ナキヲ期スル爲之ガ公的性情ヲ明徹ナラシムルト共
ニ其ノ事業組織ヲ整備強化シ以テ速ニ出版決戰体制ヲ確立セントス

要領

第一 總則

一、本要綱ニ依ル整備ノ對象ハ出版事業令ノ適用ヲ受クル出版事業トシ
概ネ左記ニ依リ之ガ整備ヲ行フコト

一 日本出版會會員タル事業主ノ行フ出版事業ノ整備ハ本要綱ニ依リ
主務官廳監督ノ下ニ日本出版會モシテ之ヲ行ハシムルコト
官廳外團體、政治思想團體、學術研究團體等々行ク出版事業ノ

整備ハ之ト併行シテ當該關係官廳協議人上別途之ヲ行フコト

二 日本出版會會員ニ非ザルモノノ行フ出版事業ノ整備ハ本要綱ノ趣旨ヲ參照シテ當該地方廳ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

三 整備ニ當リテハ特ニ左記諸點ニ留意スルコト

一 出版事業ノ公的性格ヲ確立昂揚セシムルコト

二 出版事業ノ經營的基礎ヲ確立シ其ノ企畫力並ニ實踐力ヲ強化スルコト

三 可及的ニ專業体制ヲ確立シ創意ト工夫トヲ最高度ニ發揮セシムルコト

四 勞務並ニ資材ノ重點的活用ヲ圖ルコト

五 出版事業ノ地域的分布ヲ考慮スルコト

六 印刷、製本、配給其ノ他出版ニ關係アル事業トノ緊密ナル聯繫ヲ

七 確保スルコト

八 著作者、出版事業体、有機的聯繫ヲ考慮スルコト

三、整備ハ原則トシテ自主的統廢合ニ依リテ之ヲ行フモノトシ必要アル
場合ハ出版事業令ヲ發動スルコト
四、整備ハ直ニ着手シ可及的速ニ之ヲ完了スルコト

第二 整備ノ方法

- 一、整備ハ出版事業ノ性格、規模及出版部門等ヲ勘案シ其ノ綜合判定ニ基キテ之ヲ行フコト
- 二、日本出版會會員ニシテ左ニ掲タルモノニ付テハ原則トシテ其ノ出版事業ヲ廢止セシムルコト
 - (一) 性格ニ於テ不適當ト認ムルモノ
 - (二) 正當ノ理由ナクシテ一定期間出版活動ヲ爲セハリシモノ
 - (三) 書籍ヲ發行スル會員ニシテ最近一年間ニ於ケル割當用紙量五千听未滿ノモノ、但シ性格優良ト認ムルモノヲ除ク
- 四、副業トシテ出版事業ヲ行フ者ヲ

三、前號ニ依リ出版事業ヲ廢止スルモノ及一定期間内ニ自發的ニ出版事業ヲ廢止スルモノニシテハ日本出版會子シテ獎助金ヲ支給セシムルコト

從業者、共助ニ付テハ當該事業主ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

四、前號ニ掲タルモノノ以外、出版事業主ニ付テハ別表第一號並ニ第二號ニ依ル出版部門毎ニ適正ナル規模並ニ適正ナル事業体數又ハ誌數ヲ定メ之ヲ目標トシテ合同又ハ貢收ニ依ル統合ヲ行ハシムルコト

統合ノ條件ハ當事者ハ協議ニ依ルヲ原則トスルコト
五、新事業体ノ具備スペキ要件概不左、如シ

- (一) 優良ナ性格ヲ有スルコト
- (二) 適當ナル規模ヲ有スルコト
- (三) 適當ナル統合ヲ完了シタルモノナルコト
- (四) 適當な企畫編輯組織ヲ有スルコト
- (五) 原則トシテ出版事業ヲ專美トスルコト

六、日本出版會ニ出版共助資金ヲ設ケ新事業体ヲシテ之ヲ負擔セシムコト

七、日本出版會ニ主務官廳指導、下ニ資格審議會及企業整備委員會ヲ設ケシムルコト

資格審議會ハ事業体、資格並ニ事業体數又ハ誌數等ニ付審議シ企業整備委員會ハ資格審議會ニ於テ審議スルモノヲ除ク、外企業整備、實施ニ關スル事項ニ付審議スルモノトスルコト

八、企業整備、實施ニ關スル重要ナル事項ニ付テハ主務官廳、承認ヲ得ケシムルコト

(別表省略)